

【法務省】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
法務省	法務局・ 地方法務局	③	オンライン申請に係る特殊相談対応として常勤職員が行っている業務について、再任用職員を活用することにより、業務改革を行う。
法務省	法務局・ 地方法務局	①	建物情報に関する登記情報システムと地図情報システムとの連動対応により、登記情報システムと連動して受付情報を自動で登録可能とすることで、地図情報システムにおける建物に関する事件の受付情報の入力作業等を不要とする。
法務省	法務局・ 地方法務局	③	登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合を行う。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの捜査・公判及び検務といった各業務部門における業務量の格差を踏まえ、官署間の定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	捜査及び検務部門において常勤職員が実施している一部既存業務について、再任用短時間勤務職員の活用により、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	④	検務部門において常勤職員が実施している一部既存業務を民間委託することにより、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	矯正研修所	③	矯正研修所における運転業務について、民間に委託することとし、業務実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	刑事施設における全国的な処遇指標A及びYA受刑者の収容動向を踏まえ、同処遇指標受刑者への矯正処遇実施機能を維持しつつ、奈良少年刑務所を廃庁して効率的な収容体制に見直す。
法務省	刑事施設	③	刑事施設における全国的な処遇指標A及びYA受刑者の収容動向を踏まえ、同処遇指標受刑者への矯正処遇実施機能を維持しつつ、奈良少年刑務所を廃庁して効率的な収容体制に見直す。
法務省	刑事施設	③	富山刑務所について、これまで刑務官が担っていた刑務所の刑務作業及び改善指導・教科指導の実施並びに分類調査に係る事務処理を見直し、近接する富山少年鑑別所職員により実施することで、効率的な企画業務実施体制に見直す。
法務省	刑事施設	③	京都刑務所における庁舎管理業務について、職員がシフトを組んで交替で庁舎の維持管理業務を実施する体制を整備することにより、庁務員1人を合理化し、業務実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	居室等の保安検査については、刑務官としての豊富な経験や培ってきた能力を活かして実施することが効果的であることから、再任用短時間職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	東日本成人矯正医療センター(仮称)において、収容関連サービス業務を民間に委託することで、より効率的な業務実施体制を構築することとしており、移転予定の八王子医療刑務所の業務実施体制について見直しを図り、移転後に民間委託を行う予定の業務について合理化する。
法務省	刑事施設	③	平成29年度において、刑事施設における全国的な処遇指標A及びYA受刑者の収容動向を踏まえ、同処遇指標受刑者への矯正処遇実施機能を維持しつつ、奈良少年刑務所を廃庁して効率的な収容体制に見直し、部局間を越えて保護局へ再配置することにより、刑事手続における情報連携体制を確立し、法務省が一体となって推進する再犯防止施策の充実強化に資する。
法務省	少年院	③	業務及び定員配置の合理化・効率化という観点から、教育部門の独立性を確保しつつ、総務系業務・医療業務を中心に近接する本院における集約実施を行うこととし、平成29年度に分院化を予定している沖縄女子学園について、庶務課職員が担っていた業務の実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	庶務業務のうち、公文書の授受、外来者の応援、職員の休暇などに関する事務について、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、業務実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	他の少年院と比べて、短期課程を実施する施設に指定された少年院の被収容数が相対的に少ないことを踏まえ、当該少年院のうち、平成28年度において業務改革減の対象としていない庁について、教育処遇実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	人事・給与事務について、矯正管区で集約実施を行うこととし、庶務課職員が担っていた業務の実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	業務及び職員配置の合理化・効率化、矯正教育の充実という観点から、被収容少年の処遇の段階や職業指導別に応じて寮を編成していた少年院について、適規模の集団を構築し、集団処遇の充実を図るため、寮編成を見直し居室指定を集約化することにより、寮配置職員各1人を合理化する業務実施体制の見直しを行う。
法務省	少年鑑別所	③	人事・給与事務について、矯正管区で集約実施を行うこととし、庶務課職員が担っていた業務の実施体制を見直す。

府省	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
法務省	少年鑑別所	③	業務及び職員配置の合理化・効率化、鑑別・観護処遇の充実という観点から、被收容少年の特性や障害、共犯、法的身分の差異等に応じて、收容する寮を分散していたところ、指導体制の一本化を図ることにより、観護処遇の充実を図るため、居室指定を集約することにより、寮配置職員各1人を合理化する業務実施体制の見直しを行う。
法務省	保護観察所	②	<p>適当な帰住地がないことなどを理由に、保護観察所の管轄をまたぐ複数の帰住候補地の調整を希望する生活環境調整対象者について、現状では、生活環境調整対象者の希望意思や希望内容等を踏まえて、帰住候補地を管轄するそれぞれの保護観察所の保護観察官が生活環境調整に係る面接等を行っているところ、生活環境調整対象者本人の希望順に調整を行う場合などには、調整期間が長期化し、結果的に調整不調となり、満期釈放となるケースが生じている。また、生活環境調整対象者との面接については、調査項目の一部が重複するケースも存在している。</p> <p>平成28年6月に施行となった更生保護法の一部改正により、地方更生保護委員会が生活環境の調整に関与できるようになったことを踏まえ、收容する刑務所等を管轄する地方更生保護委員会事務局の保護観察官が必要に応じてこのような生活環境調整対象者との面接等調整を行い、生活環境調整対象者の希望やこれまでの生活歴、再犯リスクの低減に必要な要素(親族との関係改善、交友関係、就労、居住環境等)を検討の上、生活環境調整対象者に帰住地設定に関する指導等を行い、その結果に基づいて、各保護観察所に対して生活環境調整に係る指導・助言等を行う方式を導入することで、各保護観察所における生活環境調整に係る事務の効率化を図る。</p>
法務省	地方入国管理局	②	<p>送還忌避者等の増加を受け、退去強制令書を発付された收容者に対する処遇体制を強化する必要性が強まっていることから、地方入国管理局における退去強制手続に係る入国警備官の業務・配置を見直し、摘発業務の体制を合理化するとともに入国者收容所における処遇体制を強化する。</p> <p>摘発業務については、不法滞在者、偽装滞在者のいずれも小口・分散化や手口の巧妙化がみられることなどから、入念な情報収集・分析などの情報の活用を行った摘発の実施を必要とする事案が増加している。そのため、専門能力を有する職員が情報を収集・分析することなどにより、業務の情報化・専門化をさらに進め、より効率的な人数で事案に当たることができるよう合理化を行う。</p>
法務省	地方入国管理局	②	<p>送還忌避者等の増加に伴い退去強制令書が発付された後に仮放免を許可されている者が増大しているが、被仮放免者の動静を的確に把握することは、仮放免制度や退去強制手続の適正な遂行、また、我が国の安全・安心の維持の観点からも必要であるところ、業務の複雑性・困難性が高まっていることから、地方入国管理局における退去強制手続に係る入国警備官の業務・配置を見直し、摘発業務の体制を合理化するとともに被仮放免者の動静監視体制を強化する。</p> <p>なお、摘発業務の合理化については上記のとおり。</p>
法務省	公安調査局	③	公安調査庁においては、破壊的団体等の活動状況や危険性、政府の重要施策への影響、外国機関との連携強化の重要性等の観点から、調査体制・機関連絡体制の強化の必要性・緊急性を考慮し、積極的かつ能動的に公安調査官の配置を適正化する。